

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（消波ブロック）
発生日時	令和5年5月24日 02時15分ごろ
発生場所	長崎県対馬市志多賀漁港 志多賀港沖防波堤灯台から真方位303° 110m付近 （概位 北緯34° 28.6′ 東経129° 23.9′）
事故の概要	漁船幸州丸は、北進中、消波ブロックに衝突した。
事故調査の経過	令和5年6月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 幸州丸、3.41トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-72108（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	軽傷 1人（船長）
損傷	本船 船首部外板に破口及び亀裂 消波ブロック 擦過傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、いか一本釣り漁を終え、約8ノットの対地速力で、志多賀漁港に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長は、志多賀漁港入口に向けて北進中、船首方に赤色の灯光（以下「本件灯光」という。）を視認して同港に帰港する際の目標とし、本件灯光を右舷方に見て航行しようとして左舵を取ったところ、志多賀港沖防波堤の西方約50mに設置された消波ブロックを至近に認め、機関を中立としたものの、本船の船首部が消波ブロックに衝突した。</p> <p>船長は、自力で航行して本船を岸壁に着岸させた後、自身で車を運転して消防署へ向かい、本事故の発生を伝えた後、救急車で病院へ搬送され、肋骨骨折と診断された。</p> <p>船長は、本事故の発生を海上保安庁に通報しなかった。</p> <p>船長は、本事故後、本件灯光がいけすに設置された簡易標識灯であったことに気付き、ふだん、志多賀漁港に入港する際に船首方の目標としていた志多賀港沖防波堤灯台と誤ったと思った。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図）</p>
分析	<p>本船は、志多賀漁港に向けて航行中、船長が、船首方に視認した本件灯光を志多賀港沖防波堤灯台の灯光と思い、本件灯光を右方に見て航行しようとして左舵を取ったことから、消波ブロックに向かって航行し、同消波ブロックに衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、目視のみで航行していたことから、本件灯光を志多賀港沖</p>

	防波堤灯台の灯光と思っただまま航行を続けたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、志多賀漁港に向けて航行中、船長が、船首方に視認した本件灯光を志多賀港沖防波堤灯台の灯光と思い、本件灯光を右方に見て航行しようとして左舵を取ったため、消波ブロックに向かって航行し、同消波ブロックに衝突したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、夜間、港口等の狭い海域を航行する際、航路標識を誤認しないように周囲の見張りを適切に行うとともに、目視だけに頼らず、GPSプロッター等で防波堤等の位置を確認するなど、船位の確認を適切に行うこと。 ・ 船長は、乗揚等の航行の安全に係る事故の発生時には、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生経過概略図



(国土地理院 Web サイトの地理院地図 空中写真 を加工して制作)